

## 新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

### ～ こんなときはどうすればいいの？ ～

大学院医歯学総合研究科（医）

医歯学系（医）

令和4年5月30日（令和6年4月22日最終改訂）

新型コロナウイルス感染症に関する行動制限については、教職員は全学からの通知に従ってください。ただし、病院で勤務する教職員については病院のルールが優先されますので、病院のマニュアルや感染管理部の指示に従ってください。

このQ & Aでは、「自分自身が感染者になった」「濃厚接触者になった」時などに、どうすればよいかを整理しました。参考にしてください。

## 教職員の皆さん

### Q 1 自身に風邪様症状がでた。出勤可能か。

・業務上可能であれば在宅勤務や休暇取得をご検討ください。出勤される場合は症状が治まるまでマスクの着用等，感染対策をお願いします。

### Q 2 同居する家族に風邪様症状がでた。出勤可能か。

・出勤可能です。

### Q 3 自身が陽性となった。

・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間かつ，解熱後 24 時間を経過まで，自宅待機となります。特別休暇は廃止されましたので，年次有給休暇若しくは病気休暇を申請してください。総務課庶務係（025-227-2003）にご連絡願います。

### Q 4 子供が陽性，学級閉鎖などで通学できない。世話のために休むことができるか。

・特別休暇が廃止されましたので，年次有給休暇若しくは病気休暇を申請してください。

### Q 5 マスクの着用について

・医学科建屋内でのマスク着用は個人の判断に委ねます。  
・医歯学総合病院内に立ち入る際は引き続き着用をお願いします。

### Q 6 海外渡航について

・公務による海外渡航（出張）について  
1) 渡航先の入国・行動制限等に即して行動してください。  
2) 新型コロナウイルス感染症に関わらず基本的な感染対策に配慮し行動してください。  
・私事渡航について  
1) 上記の公務による海外渡航（出張）の基準に準じて渡航願います。  
2) 従前どおり，私事渡航届の提出をお願いします。

### Q 7 医学科建屋への外部業者等の立ち入りについて

・以下の条件に限り，外部業者等の立ち入りが可能です。  
1) 外部業者等に，発熱，風邪様症状，味覚・嗅覚障害などがない。  
2) 教職員とアポイントメントがある（出待ちは禁止）。  
3) 基本的な感染対策を実施の上，面会する。